

51. 医療観察法による医療や地域支援体制を 一般の精神保健福祉に活用する方策について

○山崎 浩（棧橋みどりクリニック 所長）

高知医療観察ネットワーク会議構成メンバー一同

【目的】

医療観察法による専門的なチーム医療や地域でのケア会議の実施等，多機関・多職種による地域支援体制を指定通院医療機関がまず習熟し，一般の精神保健福祉の実務に合わせて機能的に構築するための方策について実践的な調査研究を行う。

【背景】

高知医療観察ネットワーク会議は2008年5月に，所属機関の理解を得て，活動に賛同した高知県下の6指定通院医療機関から医師，作業療法士等の専門職と社会復帰施設職員・県職員・市職員・保護観察所職員と多機関・多職種メンバー18名（以下「構成メンバー」）で日本更生保護協会地域支援モデル活動推進事業の高知県モデル活動地区研究会として発足した。

会議の目的は，従来の精神科医療では理解しにくい指定入院医療機関で受ける疾病教育（病識の獲得から他害行為の内省）についての治療過程の知識と技術を獲得するためであり，約2年間の活動により指定通院医療機関スタッフに医療観察法治療体系全般の理解を深めることができた。

しかし，医療観察法は，重大な他害行為を行った精神障害者のために2005年7月15日に施行された精神保健福祉法の特別法であり，最新の司法精神医学に基づく社会復帰に向けた疾病教育プログラムが行われているが，医療観察法の地域処遇は，特別に専門の病院が設立されるわけではなく，精神保健福祉法上の医療やサービスは一般の精神障害者と同じであり，医療観察法地域処遇（早期終了，2年間の延長有）終了後は，精神保健福祉法による処遇となる。

さらには，医療観察法附則第3条に，政府は医療観察法による医療の対象とならない精神障害者に関しても，この法律による専門的な医療の水準を勘案し，個々の精神障害者の特性に応じ必要かつ適切な医療が行われるよう，精神病床の人員配置基準を見直し病床の機能分化等を図るとともに，急性期や重度の障害に対応した病床を整備することにより，精神医療全般の水準の向上を図るものとするあり，医療観察法が一般の精神保健福祉法の底上げになることが期待されている。

【方法と結果】

1 研修会の開催

(1) 医療観察法事例研修会

ア 目的

四国内の指定通院医療機関の各職種の職員，高知県内の裁判官，弁護士等の司法関係者等との連携強化及び地域社会における処遇の充実と四国内の関係者の連携を図ることを目的とした。

イ 形式

平成22年9月25日開催

参加者は多機関，多職種の68人（高知県内33人，高知県外35人）

ウ 内容

(ア)「医療観察法通院患者さんを受けて～デイケアの関わりを通して～」等の8事例報告

(イ) 医療観察法通院処遇に関わった感想や連携の取り方についてグループワーク

エ 事例報告についての紙面によるアンケート調査結果（抜粋）

(ア) 精神保健福祉士

- ・精神保健福祉士としての視点に立ち帰り，医療観察法に関わっていかなければいけないという思いを強くしたのと，やはり，一つ一つのケースの対象行為に至る経緯や，その後のエピソードを聞くと，胸が熱くなりました。

(イ) 看護師

- ・指定通院医療機関ではあるが，実際の関わりを報告いただき，現場での取り組みや一般業務との狭間でどう折り合いをつけているのか，医療観察法後の対象者にも思いをめぐらすことができた。当院には，同法以前の触法の方が長期入院者として残っているのが，後方支援がなかなか見いだせない現実があり，改めて，その人達への支援策がないものかと考えさせられた。

(ウ) 作業療法士

- ・普段，社会復帰調整官の方との関わりを持つことがなく，今回お話を聞くことができ本当に良かったです。当院では，まだ事例が1例もありませんが，精神科病院への入院時にも暴力が原因でということもあるので，被害者側の立場の話が聞けて良かったです。

(エ) 心理職

- ・どの事例もよくまとまっていて，各々のあつい思いが伝わってきたように思います。対象行為がなぜ起こって，それを本人がどう思っているかをきちんと聞いて，評価していくことの大切さをとても感じました。

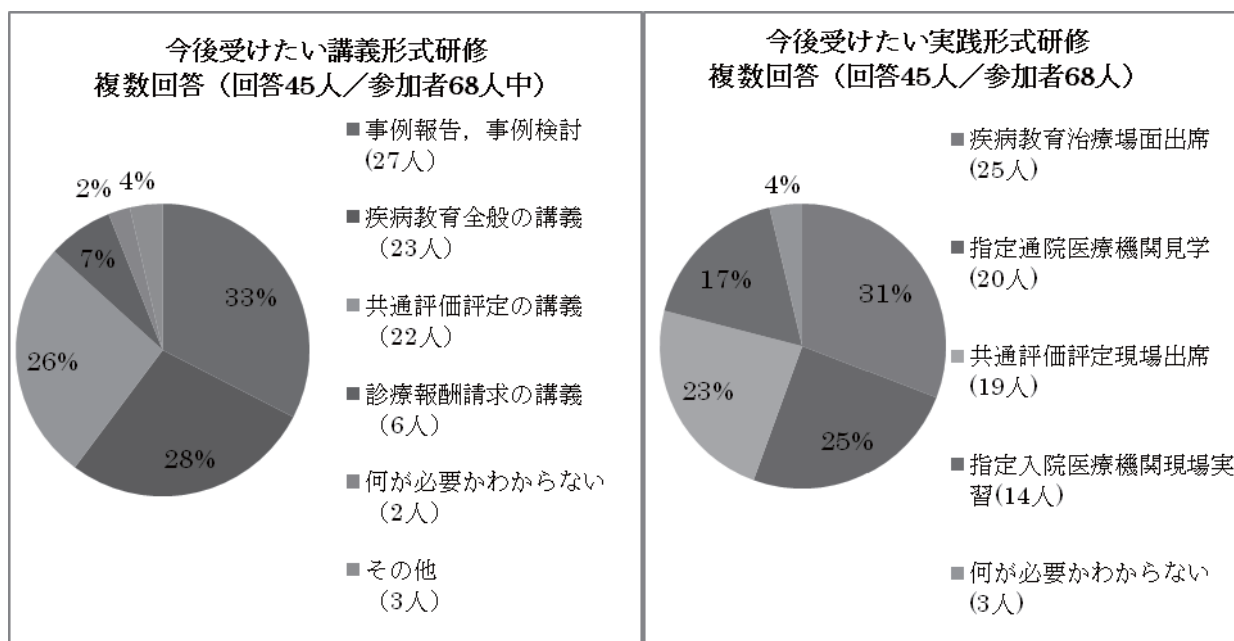
(オ) 弁護士

- ・付添人として活動したことがあったが，審判後どの様な処遇を受けるのか分からなかった。今回，事例を聞くことで，イメージを持つことができたと思う。

オ グループワークと本研修についての紙面によるアンケート調査結果（抜粋）

- ・他県の方との顔つなぎとお話ができ、とても良い機会になりました。今後も集まっていければと思います。
- ・四国4県の関係者が集まって情報、意見交換する機会を作っていただき、有難く思いました。又とても有効、有益だったと思いますので、今後も続けて欲しいと思います。
- ・1から2年に1回、このような事例研修会をした方がいい。

カ 今後希望する研修（複数回答可）



(2) 刑事精神鑑定と医療観察法鑑定研修会

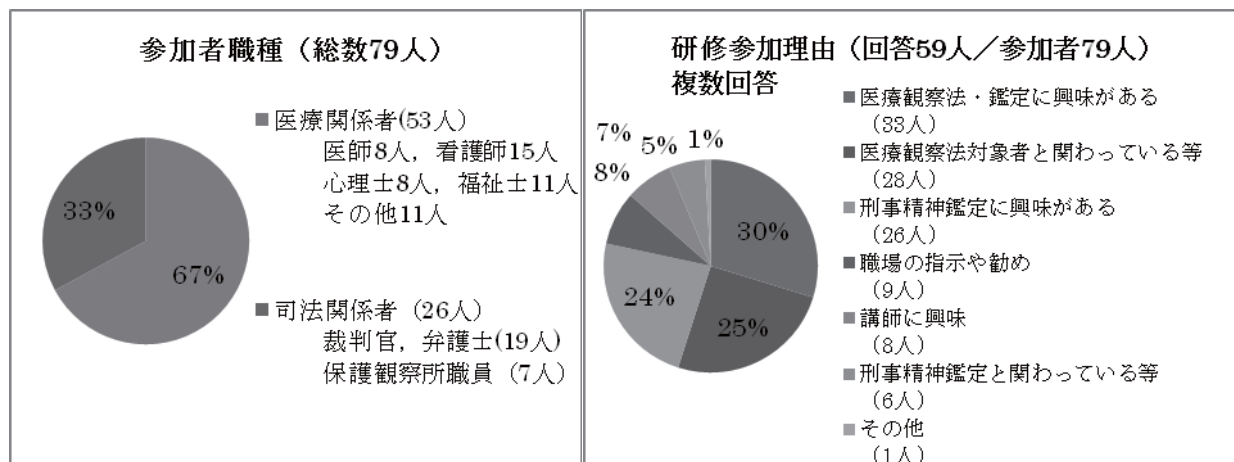
ア 目的

刑事精神鑑定，医療観察法鑑定の具体的な判定基準などについて学ぶ。

イ 形式

平成23年8月27日開催

参加者は多機関，多職種の79人（高知県内66人，高知県外13人）



ウ 内容

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所司法精神医学研究部岡田幸之部長講師による講義と質疑応答

エ 研修についての紙面によるアンケート調査結果（抜粋）

- ・精神鑑定の際の視点の向け方要点の組立て方，考えの進め方が具体的に事例を通して理解できた。
- ・司法精神医学の発展に伴う責任能力概念や鑑定の裁判における位置付けの変化がよく分かった。

(3) 医療観察法指定入院医療機関見学研修会

ア 目的

医療観察法指定入院医療機関で行われている治療を学び，一般の精神医療保健福祉に活用する。

イ 形式

平成23年10月14日開催

参加者は多機関，多職種 of 26人（高知県内12人，高知県外14人）

ウ 内容

(ア) 岡山県精神科医療センター医長からの医療観察法現況説明

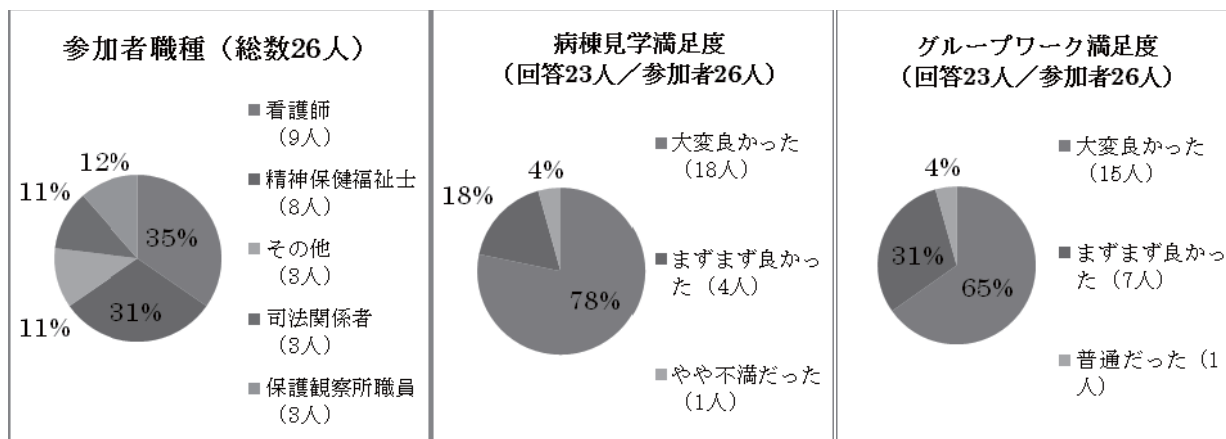
(イ) 岡山県精神科医療センター看護師，作業療法士，臨床心理士，精神保健福祉士，保護観察所社会復帰調整官からの業務説明

(ウ) 急性期病棟・リハビリテーション棟・思春期病棟・依存症病棟・医療観察法病棟の5グループに分かれて病棟見学

(エ) 県域を越えて4グループに分かれてグループワーク

エ 研修についての紙面によるアンケート調査結果（抜粋）

- ・自分の日々の業務に参考になる点もたくさんあった。
- ・指定入院医療機関スタッフも指定通院医療機関スタッフも様々な思いを持って日々の業務に携わっている事がわかった。その思いを共有できた。



2 高知医療観察ネットワーク会議定例会の開催

上記定例会を開催し、アンケート調査結果を基に、構成メンバーで研修計画を決定する。

【考察】

医療観察法事例研修会は四国で初めて行った試みであり、全国的に見ても大変珍しいものである。前例がないため、企画・運営には大変困難な面があったが、アンケート調査結果のとおり、医療観察法の事例を知ることによって、日常業務の一般の精神医療保健福祉に視野を広げ、活用する一歩とすることができた。

ほかに、医療観察法事例研修会に司法関係者が参加したことで、高知医療観察ネットワーク会議において、次の課題として司法領域との連携・お互いの専門性を知ることの必要性が導き出された。

そのため、刑事精神鑑定と医療観察法鑑定研修会では、医師だけではなく、刑事鑑定や医療観察法鑑定に入口部分である審判に大きな役割を担っている司法関係者にも広く広報することとしたため、33パーセントもの司法関係者の参加を得ることができた。

刑事精神鑑定と医療観察法鑑定研修会のアンケート調査結果の内容についての満足度は「大変良かった」「良かった」が90パーセントであり、講師の理解しやすい説明のお陰で、参加者は精神障害の概念についての理解も深めることもできた研修となったと思われる。

医療観察法指定入院医療機関見学研修会では、リスクを低く、より良い環境を綿密に考えている病棟を見学することで、参加者に医療観察法入院治療のイメージとともに「日々の業務に生かせる。病室の工夫点やこれは良いなと思えることがとても多かった。」という意見があった。

ほかに、グループワークは日常業務で起きている問題点について情報交換を行ったが、自分たち医療・司法関係者が自らの専門性を向上させる必要性は当然だが、一部の専門領域だけが努力しても限界があり、制度的な改革や社会全体で考えていかなければいけないという、当初仮定していた結果以上の広い視野での協議が行われた。

まとめとしては、医療観察法に関係する上記研修を行うことで、医療観察法による専門的な医療や地域支援体制を一般の精神保健福祉に活用することができたと言える。

今後の課題としては、高知医療観察ネットワーク会議の活動の継続と研修で得たものを、対象となる精神障害者の治療や関わりに活用していかなければいけない点である。

【経費使途明細】

区 分	内 訳	金 額
医療観察法事例研修会	会場使用料，助言者謝金	117,030円
刑事精神鑑定と医療観察法鑑定研修会	会場使用料，講師謝金，駐車場料金	190,182円
医療観察法指定入院医療機関見学研修会	バス借料，保険料	95,790円
雑費	定例会会議費，郵送料等	10,590円
	合 計	413,592円